

## 随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	明治記念大磯邸園東地区2期(24)建築改修その他工事
工 事 概 要	<p>本工事は、神奈川県中郡大磯町東小磯295において、明治記念大磯邸園東地区2期(22)建築改修その他工事の未完了部分の施工を行うものである。</p> <p><b>【1. 建物】</b></p> <p>1) 陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸 主屋          ・建具改修[改修] (雨戸)を除く全て          ・内装改修[改修石工] 地覆石再取付          ・内装改修[改修タイル] 再取付、納入済みタイル貼付          ・内装改修[改修木工]          (天井)木摺り下地を除く全て          (その他造作材)倉庫-1 木製階段再取付、台所カウンター再取付          (その他)空調機化粧カバー、天井裏断熱材、照明木製架台、格子天井、天井点検口、吸気用戸          ・内装改修[改修左官]          (壁、天井)仕上(漆喰壁、聚楽壁)全て          居間・次之間・廊下-3・縁-1の土壁(荒壁、中塗り)          ・内装改修[改修内外装]鏡再取付、畳、ビクトサイン、フック、トイレ手摺り・鏡          ・塗装改修[改修] 防錆・防蟻処理を除く全て</p> <p>2) 陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸 浴室 改修一式全て</p> <p><b>【2. 工作物】</b></p> <p>1) 囲障[イ・柵、二・垣、ホ・竹結界]撤去を除く全て          2) 基礎 撤去を除く全て          3) 踏み段 全て          4) 縁石 全て          5) 沓脱石・沓脱台 全て</p>
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 横浜宮繕事務所長 西村 研二 横浜市中区新港1-6-1
契 約 年 月 日	令和 6年 4月24日
契 約 業 者 名	(株)安藤・間 LCS事業本部
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区東新橋1-9-1
契 約 金 額	127,600,000円(税込み)
予 定 価 格	127,600,000円(税込み)
随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	<p>「明治記念大磯邸園東地区2期(22)建築改修その他工事」(工期:令和4年5月19日～令和6年3月29日)(以下「前工事」という。)は、「明治150年」関連施策の一環として、明治記念大磯邸園を設置し、建物の公開を目指すこととされた閣議決定に基づき、大磯町指定有形文化財である「陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸」の家屋を保存活用するために、改修及び修復を行うものである。</p> <p>前工事では、文化財の解体を最小限にしながら基礎補強を行うために家屋のあげ屋を行ったが、その際に地中から新たな遺構が発見され、その調査に想定外の時間を要した。また、内外装の仕上げを撤去したところ、想定以上の構造部材の腐朽が判明し、補強の検討及び工事に期間を要したため、内装仕上げ等の一部を前工事の工期内では完成させることが困難となった。</p> <p>そのため、本工事において、未施工になっている伝統工法による左官仕上げ等の内装仕上げ、外構工事及び設備工事等の施工を行い、修復を完成させるものである。</p> <p>前工事における左官仕上げの実施については、建設当初材の削り出しによる工法の調査・記録が行われ、現在では行われていない特殊な左官仕上げ(仕上げの土壁に染色された葛繊維を混ぜ込む技法及び鉄分を混ぜ込むことにより独特なさび色を発する技法等)のために、材料の作成、試験施工が行われ、有識者委員会において仕上がりを確認しながら、修復が進められてきた。そのため、文化財の価値を損なわずに、令和6年内に予定されている邸宅の公開に間に合わせるためには、特殊な左官仕上げのノウハウを持つ前工事の施工者により、同じ左官仕上げを継続して施工する必要がある。</p> <p>また、修復に用いる土壁の材料は、既存の解体した土壁を元に製作されており、調合及び発酵に約半年間の期間が必要になるため、修復に使用する全体量を前工事において製作済みである。伝統的技法である土壁工事において、これらの調合から施工まで一貫した判断に基づき、品質や出来栄を確保するための施工が必要になる。</p> <p>なお、当家屋は文化財として建築基準法の適用除外の指定を受けているが、「大磯町歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」による現状変更許可申請を行っており、修復完了時には当該建築物の保存活用計画の工事施工段階における更新と町による検査が必要不可欠だが、前工事以外の者が行うには責任の範囲が不明確になることから、前工事の施工者による一貫した対応が必要となる。</p> <p>以上の理由により、現場に精通している前工事の受注者である上記業者を契約の相手方とすることにより、文化財の価値及び品質を確保する点から有効であるため、随意契約を行うものである。</p>
工 事 場 所	神奈川県中郡大磯町東小磯295
工 事 種 別	建築工事
工 期 (自)	令和 6年 4月25日
工 期 (至)	令和 6年 7月31日
備 考	